

2019年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題番号 14

事業名：市町村の体制強化に関する研究調査  
(市町村支援児童福祉司、要対協、児童相談所と  
市町村の通告後の連携方策)

## 調査研究報告書

### 受託者

国立研究開発法人産業技術総合研究所人工知能研究センター  
高岡昂太（受託代表者）・橋本笑穂・坂本次郎・北條大樹・鈴木聰  
坂上佐知子・山本直美・先光毅士・佐藤瑛洋・古川結唯

### 検討委員

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所

山本恒雄

昭和女子大学

永野 咲

日本大学（危機管理学部）

鈴木 秀洋

東京医科歯科大学

伊角 彩

国立がん研究センター 特任研究員

安藤 絵美子

オクラホマ大学児童虐待センター  
山岡 祐衣

中野区子ども家庭支援センター  
田中 淳一

神奈川県子ども家庭課  
稲葉 史恵

神奈川県中央児童相談所  
佐藤 和宏

東京都児童相談センター事業課  
大友 桂子

大阪府吹田子ども家庭センター  
福田 滋

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室北部児童相談所  
出路 幸夫

千葉県市川児童相談所  
渡邊 直

横手市役所市民福祉部子育て支援課  
大沼 吹雪

奈良市子ども未来部子育て相談課  
東浦 一郎

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課児童環境班  
多田 基哉

大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課  
柏木 隆子

(発行元情報)

国立研究開発法人産業技術総合研究所人工知能研究センター  
〒135-0064 東京都江東区青海 2-4-7  
産業技術総合研究所臨海副都心センター別館（バイオ・IT 棟）  
高岡昂太（研究班代表者）

## 目次

1. 総合要約 .....	4
2. 背景と目的.....	7
3. 調査の構成と内容 .....	9
4. 調査結果 .....	11
4.1 自治体の基本情報.....	11
4.2 協働のための仕組みの整備状況.....	13
4.3 協働実態.....	18
4.4 自治体タイプ分類 .....	29
5. 考察.....	41
6. ツール1 「児童虐待対応における児童相談所と市区町村の協働好事例集」 .....	50
7. ツール2 「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手 引き（案）」 .....	58
8. ツール3 「市町村支援担当児童福祉司の役割と働き方ガイドライン（案）」 .....	71
9. 総合考察 .....	78
10. 引用文献.....	84
11. 補足資料1 「調査設問票」 .....	85
12. 補足資料2 「要保護児童対策地域協議会の効果的な運営の方策につ いて」 .....	106

# 1. 総合要約

全国の児童相談所、市区町村で児童虐待対応を担当する部署に対して、児童相談所と市区町村の協働を支えるためのルールや仕組みの整備状況、協働の実態についてアンケート調査を実施した。

協働する際の共通言語となるリスクアセスメントツールの運用は、多くの組織でなされており、児童相談所の 94.6%、市区町村の 62.0%が「運用している」と回答した。ただし、リスクアセスメントツールを、児童相談所と市区町村で共通利用しているのは、児童相談所の 65.3%、市区町村の 47.8%にとどまった。また、児童虐待対応において、児童相談所と市区町村間で機関間協定書を交わしているのは、全体の 14.6%と少数であった。また、児童相談所への事案送致、市区町村への事案送致、いずれについても、全体の約 7 割が、「判断基準も意思決定の手順も組織内で明文化されていない」と回答した。

所属組織で担当しているケースを要保護児童対策地域協議会（以降、「要対協」とする）に登録する基準については、約 65%の回答者が「明示されていない」と回答した。所属組織で担当ケースのうち何割を要対協に登録しているかについては、約半数が「8 割以上」と回答した。一方で、児童相談所の 14.7%、市区町村の 11.9%は、所属組織で担当するケースの 2 割未満しか要対協に登録していなかった。また、児童相談所の 82.7%、市区町村の 74.3%が「要対協に登録することなく、児童相談所と市区町村で、合同でケース管理をすることがある」と回答した。

児童相談所と市区町村の連携実態については、回答者全体の 11.4%が「非常にうまくいっている」、70.8%が「どちらかといえばうまくいっている」と回答した。協働を「情報共有」「リスク重篤度の認識合わせ」「役割分担決め」「役割分担に沿った対応」の 4 つプロセスに分けて、各プロセスがうまくいっているかどうか、および、各プロセスにおいて困っていることについて調査を行った。その結果、回答パターンはおおきく、児童相談所で 4 タイプ（以降、「児相タイプ」と略記する）、市区町村で 5 つのタイプがあった。また、ベイジアンネットワークを用いた推論では、いくつかの児相タイプと市区町村タイプの間のつながりが示された。

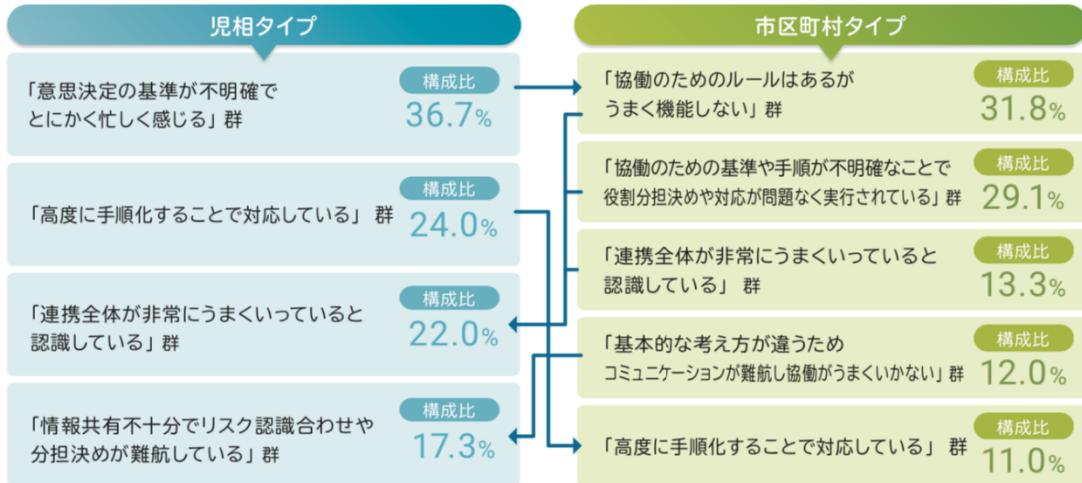


図1：ベイジアンネットワークが示す児相タイプと市区町村タイプのつながり

回答者が「協働がうまくいっている」と回答していても、その協働の実態は様々であり、複数のパターンがあることがわかった。

例えば、上の図のように、市区町村のタイプが、市区町村タイプ1 「協働のためのルールはあるがうまく機能しない」、市区町村タイプ2 「協働のための基準や手順が不明確なことで役割分担決めや対応が問題なく実行されている」、市区町村タイプ3 「連携全体が非常にうまくいっていると認識している」である場合に、児相タイプ3 「連携全体が非常にうまくいっていると認識している」が表出する傾向が示された。これは、児童相談所が「協働がうまくいっている」認識する状態に、以下のような全く異なるパターンが含まれていることを示唆している。

- ①市区町村の体制に対して厳しい協働の基準や手順を設定し、市区町村に負担がかかっている状態。市区町村側は協働がうまくいっているとは感じていない。
- ②協働の基準や手順を明確にしないことで、互いの状況に応じて柔軟に分担している状態。
- ③児相が、市区町村の依頼やケースを引き受ける余力があり、児相が引き受けることに対応が問題なくできている状態。

回答者は「役割分担決めがうまくいく」「自組織への事案送致がスムーズに実行される」ときに「協働がうまくいっている」と回答する傾向があった。また、児童相談所においては「意思決定や支援に必要な情報が過不足なく共有されること」も協働がうまくいっていると感じるうえで、重要な要素であった。

児相タイプ市区町村タイプそれぞれの特徴やタイプ間のつながりから、市区町村と児童相談所の協働状況には、下のような5つがあると考えられる。



図2：児童相談所と市区町村の5つの協働状況

本事業では、全国の自治体に上記のような全く異なる協働状況が混在していることを前提に、市区町村と児童相談所の効果的な連携を進めるための仕組みを検討し、以下の3つのツールを作成した。

- 1) 「児童虐待対応における児童相談所と市区町村の協働好事例集」
- 2) 「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」
- 3) 「市町村支援担当児童福祉司の役割と働き方ガイドライン（案）」

## 2. 背景と目的

子どもに対する重大な権利侵害である児童虐待への対応には、様々な機関の協働が不可欠である。特に、専門的な知識および技術が必要な相談に応じる機関であり、立ち入り調査や一時保護などの介入ができる児童相談所と、地域での継続的な支援を担う市区町村が、それぞれの特性を活かし効率的、効果的に協働することは、子どもの最善の利益を優先しながら、子どもとその家庭が地域で生活できる基盤を構築するうえで、極めて重要である。

児童相談所と市区町村の連携強化に向けては、既に、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の中で、新たに市区町村支援を専門とする児童福祉司を配置することが明示されている。また、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」のとりまとめや閣僚会議決定では、要対協の活性化やリスクアセスメントの共通化などを図ることにより、市区町村、児童相談所を含む地域の情報共有システムと連携体制を強化する、としている。市区町村/要対協/児童相談所が担う機能や役割など具体的な連携のあり方については、「子ども虐待対応の手引き」(厚労省平成25年8月改訂版)および「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」(厚労省平成29年3月)等で指針が示されている。しかし、自治体によって、地理的状況や支援リソースなど、家庭や支援者の置かれている環境が異なっていることもあり、具体的な連携方法や連携における課題は自治体によって様々である。

例えば、児童相談所と市区町村の協働については、既に「子ども虐待対応の手引き」(厚労省平成25年8月改訂版)および「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」(厚労省平成29年3月)等で示されているように、リスクの程度に応じて、市区町村と児童相談所が分担をすることとなっている。自立的な養育が可能な家庭の虐待予防や虐待の早期発見対応などの比較的リスクの低いケースは市区町村が、分離保護が必要なリスクの高いケースは児童相談所が、軽～中度虐待のケースについてはケースに応じて市区町村または児童相談所が対応を行うとされている。

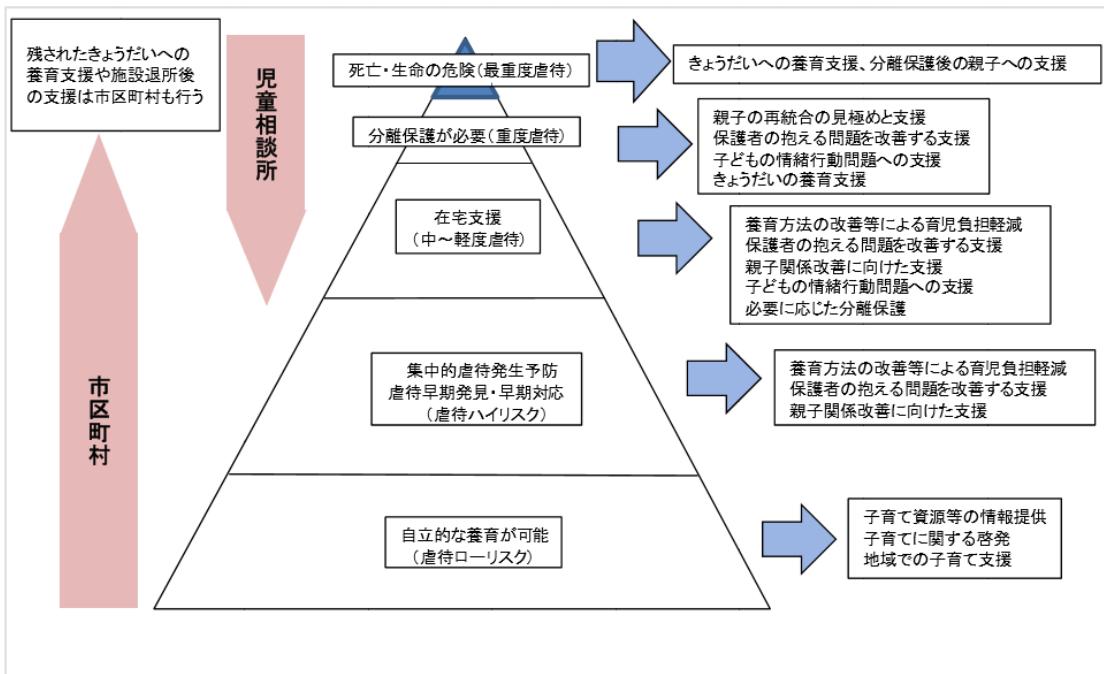


図3：「子ども虐待対応の手引き」(厚労省平成25年8月改訂版)より抜粋

リスクの重篤度に応じて児童相談所と市区町村で役割分担することが示されてはいるものの、実際には、ケースのリスクに対する認識が児童相談所と市区町村で一致せず、援助方針や役割分担がスムーズに決まらない自治体がある。一方で、ケースのリスクに対する認識を合わせるために、児童相談所と市区町村で共通のリスクアセスメントシートを使用するなど、協働についての基準や具体的な手順も含めて書面にしている自治体もある。このように、児童相談所と市区町村の協働状況が全国様々であることは既に分かっているものの、具体的にどのような点がどのように異なっているかについては、現状明らかになっていない。

本研究では、全国の自治体に対して、協働のための仕組みの整備状況と協働の実態について調査を行う。まずはデータに即して、自治体の協働状況がどのような点でどの程度違っているかを明らかにする。その上で、自治体の状況ごとにどのような仕組みやルールが協働推進に効果がありそうかについて考察し、市区町村と児童相談所の効果的な連携について、既に示されている指針が、多様な自治体の実態に沿った方法で実装していくための仕組みを検討する。

### 3. 調査の構成と内容

#### ◎調査の目的

本調査の目的は、児童虐待対応における、児童相談所と市区町村の協働実態を定量的に把握し、どのような環境下で、どのような仕組みやルールがあると、協働推進に効果が見込まれるかについて考察することにある。

ただし、児童相談所と市区町村の協働実態といつても、「協働」の範囲は非常に広く、定義することが難しい。そこで、本研究では個別事例や担当者個人の違いなどの、個別具体性からは一旦離れ、協働状況についての大まかな特徴とそのパターンを掴むことを念頭に調査を設計した。

児童虐待対応における協働を、「情報共有」「リスク重篤度の認識合わせ」「役割分担決め」「役割分担に沿った対応」の4つのプロセスに分け、それぞれどのような点がどの程度うまくいっているか、あるいは、うまくいっていないかについて調査を行った。その上で、どのような環境下で、どのような仕組みを整備することが、協働のどのような点に影響するのかについて考察した。

#### ◎調査方法

全国の児童相談所、全国の市区町村で児童虐待対応担当する部署に対し、郵送で調査協力依頼を行った。郵送物に、WEBアンケートのURLと回答画面ログイン用のID・パスワードが記載された資料を同封し、回答者はWEBアンケートから回答を行った。

#### ◎調査の構成

調査はおおきく3つの設問群から構成される。

##### 1) 自治体の基本情報

- ・18歳未満人口
- ・回答者の所属組織（児童相談所か、市区町村の児童虐待対応担当部署か）
- ・指定都市や中核市に該当するか
- ・児童虐待対応件数
- ・職員の人数

##### 2) 協働のための仕組みの整備状況

- ・リスクアセスメントシートの運用状況
- ・機関間協定書の締結有無と運用状況
- ・事案送致の運用ルールの有無と運用実態
- ・要対協に関するルールの整備状況と運用実態

- ・協働推進担当者の有無と業務内容
- ・情報共有の手段

### 3) 協働実態

- ・情報共有がうまくいっているか、情報共有において困っていること
- ・リスク重篤度の認識合わせがうまくいっているか、リスク重篤度の認識合わせにおいて困っていること
- ・役割分担決めがうまくいっているか、役割分担決めにおいて困っていること
- ・役割分担に沿った対応がうまくいっているか、役割分担に沿った対応において困っていること
- ・事案送致がうまくいっているか、事案送致において困っていること
- ・協働全体がうまくいっているか（※注釈1）

◎調査期間：2019年10月28日～2019年11月20日

◎調査対象：全国の児童相談所 215 箇所、全国の市区町村で児童虐待対応を担当することが確認できた部署 1894 箇所

### ◎倫理審査

研究受託代表者が所属する組織にて、「倫理審査申請が必要かどうか」を示す事前申請制度を利用し、倫理審査の要否判定を行った結果、倫理審査不要(非該当)の結果となった。

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人間工学実験委員会 事前申請

整理番号：人 2019-985（新規）

実験課題名：児童虐待対応にかかる市町村の体制強化に関する研究調査

判定結果：人間工学実験審査申請非該当

※注釈1：よい協働とは、本質的には「児童の安全を守り、健全な養育環境を保証することに寄与するような協働」であろう。本研究では、そういった状態が実現する前提として、児童相談所と市区町村の担当者が、うまく協働できていると認識できる状態があると仮定し「連携がうまくいっていると感じるか」という回答者の主観を問うている。

## 4. 調査結果

### 4.1 自治体の基本情報

回答組織は、次の通り。

- ・児童相談所 150 件（回答率 69.8%）うち 15 件は要対協調整機関であると回答
- ・市区町村 580 件（回答率 30.6%）うち 18 件は要対協調整機関ではないと回答

都市区分は、次の通り。

- ・指定都市 72 件（内訳：児相 23 件、市区町村 49 件）
- ・中核市 38 件（内訳：児相 5、市区町村 33 件）
- ・指定都市中核市以外 620 件（内訳：児相 122 件、市区町村 498 件）

ケースロード（ケースワーカーが受け持つ一人当たりのケースの数）は、平成 30 年度児童虐待相談対応件数と平成 30 年度台帳管理の児童虐待対応件数（継続中含む）から算出した。

・ケースロード 1 は、（常勤・非常勤問わない）職員 1 人あたりの平成 30 年度児童虐待相談対応件数である。具体的には、設問 4（平成 30 年度の児童虐待相談対応件数） / 設問 6（児童や保護者への支援、関係機関との調整等の業務に従事する職員の人数）で算出した。

・ケースロード 2 は、（常勤・非常勤問わない）職員 1 人あたりの平成 30 年度台帳管理の児童虐待対応件数（継続中含む）である。具体的には、設問 5（平成 30 年度、所属組織の虐待に関する台帳に載せて管理していた児童虐待対応件数） / 設問 6（児童や保護者への支援、関係機関との調整等の業務に従事する職員の人数）で算出した。ただし、設問 5 は「200 件以上 500 件未満」のような選択形式の設問であるため、算出に際しては、カテゴリの中央値（例：200 以上-500 未満 → 350）を使用した。

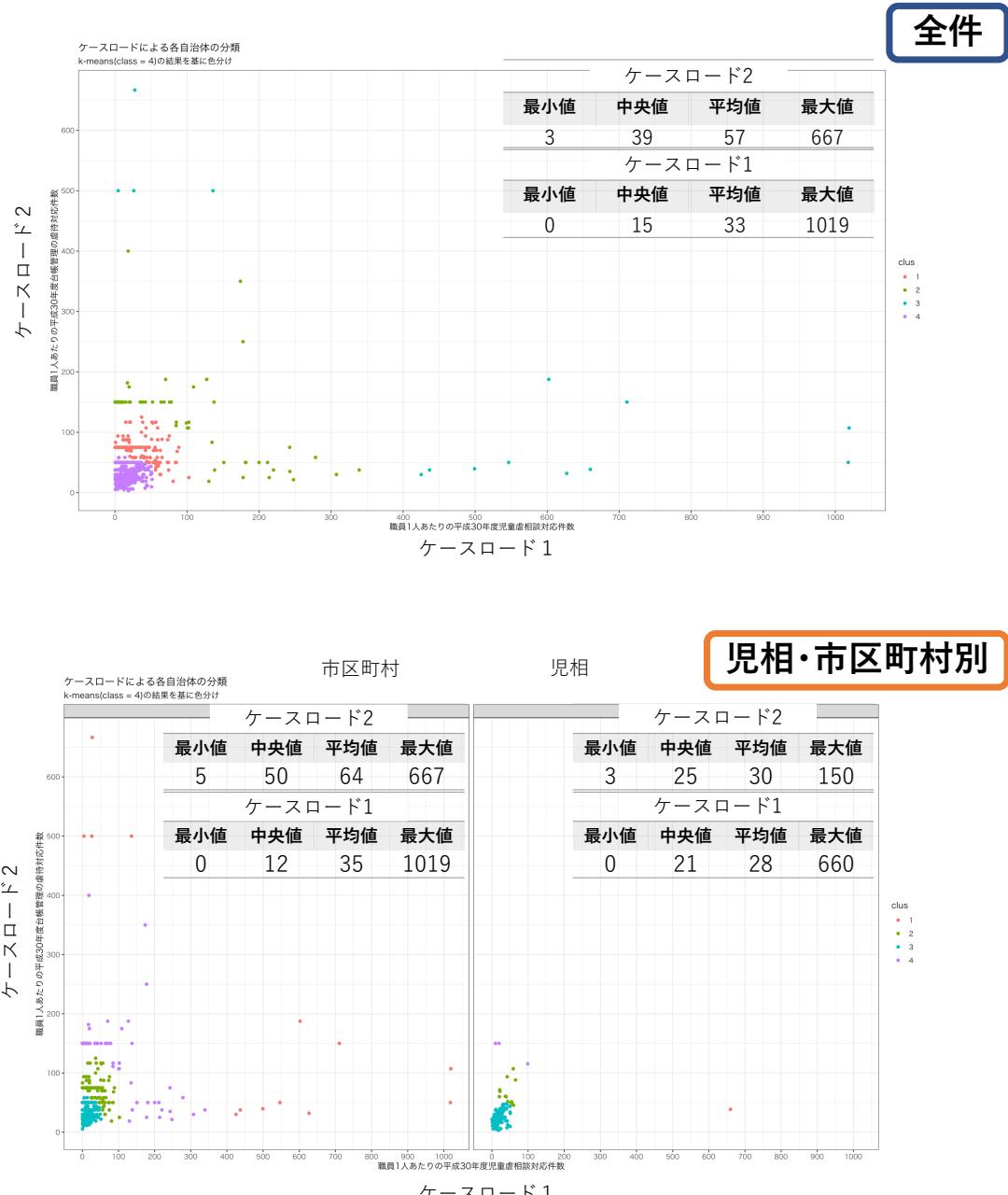


図4：ケースロード比較

ケースロードは、ケースロード1・ケースロード2、いずれの指標で確認した場合も、児相・市区町村ともに非常にばらつきが大きかった。

## 4.2 協働のための仕組みの整備状況

### リスクアセスメントシートの運用状況

協働をする際の共通言語となるリスクアセスメントシートの運用は、多くの組織でなされており、児童相談所の 94.6%、市区町村の 61.9%が「運用している」と回答していた。ただし、リスクアセスメントシートを、児童相談所と市区町村で協働運用しているのは、児童相談所の 65.3%、市区町村の 47.6%にとどまった。

設問7：リスクアセスメントシートの運用をしていますか？

設問10：リスクアセスメントシートを市区町村と児相間で共通利用しているか？

		Q7	
		児相	リスクアセスメント 運用あり
Q10	共通利用あり	98(65.3%)	
	共通利用なし	44(29.3%)	8(5.3%)
		Q7	
		市町村	リスクアセスメント 運用あり
Q10	共通利用あり	276(47.6%)	
	共通利用なし	83(14.3%)	221(38.1%)

図5：リスクアセスメントシートの運用状況

### 機関間協定書の締結と事案送致のルール整備状況

児童相談所と市区町村間で機関間協定書を交わしているのは、全体の 14.8%と少数であった。書面などを通じた具体的な取り決めがなされていないこともあるためか、児童相談所への事案送致、市区町村への事案送致、いずれも、全体の約 7 割が、判断基準も意思決定の手順も明文化されていなかった。

児童相談所から市区町村への事案送致について  
 設問17：判断基準は明文化共有されているか？  
 設問18：意思決定の流れは明文化共有されているか？

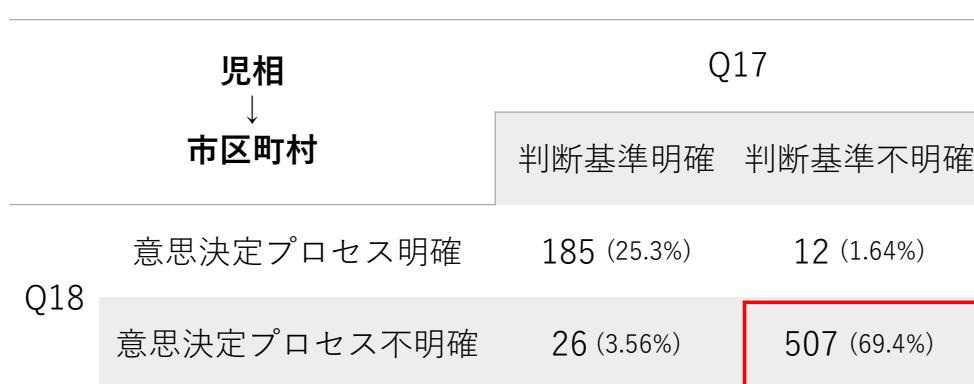


図6：児相から市区町村への事案送致に関するルール

市区町村から児童相談所への事案送致について  
 設問21：判断基準は明文化共有されているか？  
 設問22：意思決定の流れは明文化共有されているか？

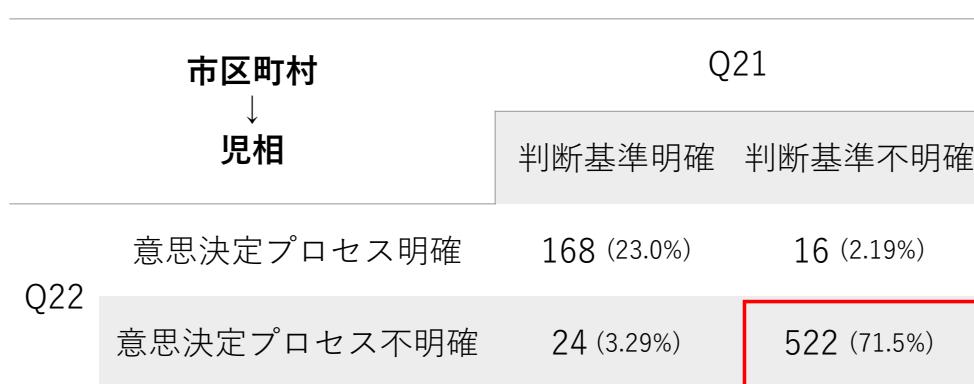


図7：市区町村から児相への事案送致に関するルール

#### 要対協に関するルールの整備状況

所属組織が担当しているケースを要対協に登録する基準について、児相・市区町村とともに  
 6割以上が「組織内で基準が明示されていない」と回答した。

設問25：所属組織の担当ケースを要対協に登録する基準は明示されているか？

		Q25	
		要対協 判断基準明確	要対協 判断基準不明確
Q1	児相	53 (35.3%)	97 (64.7%)
	市区町村	194 (33.4%)	386 (66.6%)

図8：要対協への登録基準

所属組織の担当ケースのうち何割を要対協に登録しているかについては、約半数が8割以上を登録していると回答している。ただし回答内容にはばらつきが多く、児童相談所の14.7%、市区町村の11.9%は「2割未満」であった。また、児童相談所の82.7%、市区町村の74.3%が「要対協に登録することなく、児童相談所と市区町村で、合同でケース管理をすることがある」と回答した。

設問26：所属組織が担当ケースのうち、何割を要対協に登録しているか？

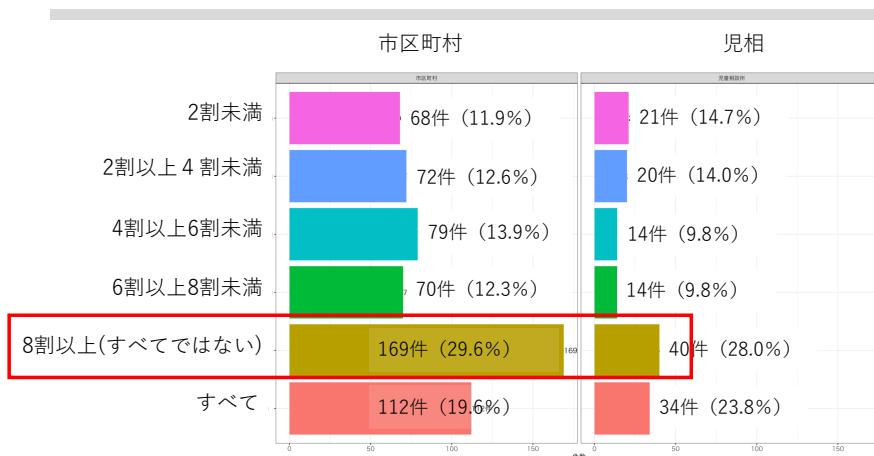


図9：要対協への登録状況

設問27：要対協に登録せずに、児童相談所と市区町村で合同でケース管理することはあるか？

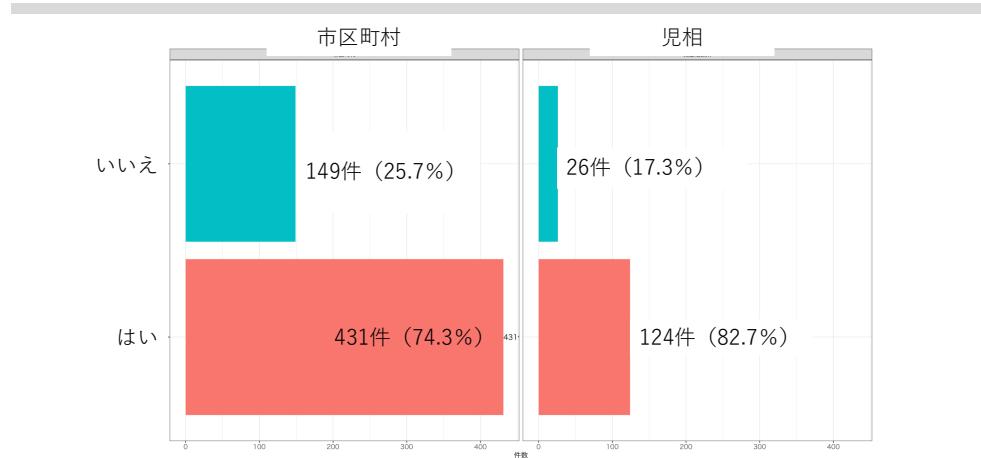


図 10：要対協に登録しない場合における児相と市区町村の合同ケース管理の状況

要対協における、主担当の決定や終結基準については、全体の 7 割以上が「組織内で明文化共有されていない」と回答した。

#### 要対協におけるルール

設問29：主担当組織を決める基準は明文化共有されているか？

設問30：要対協ケースとしての終結基準は明文化共有されているか？

		Q29	
		主担当基準 明確	主担当基準 不明確
Q30	終結基準明確	81件 (11.1%)	73件 (10.0%)
	終結基準不明確	41件 (5.6%)	535件 (73.3%)

図 11：要対協におけるルール

### 協働推進担当者の有無と業務内容

所属組織または協働先の組織において、市区町村の要対協調整担当者以外で、児童相談所と市区町村の協働推進を担う担当者が配置されているかについて、回答者の 84.2%が「配置なし」と回答した。一方で、15.8%が「配置あり」と回答した。回答者の 7.5%は「ケースを担当しない者を配置している」と回答した。

設問33：ご回答者様の所属組織または協働先の組織において、市区町村の要対協調整担当者以外で、児童相談所と市区町村の協働推進を担う担当者が配置されていますか？（他業務との兼務であっても可）（回答必須）

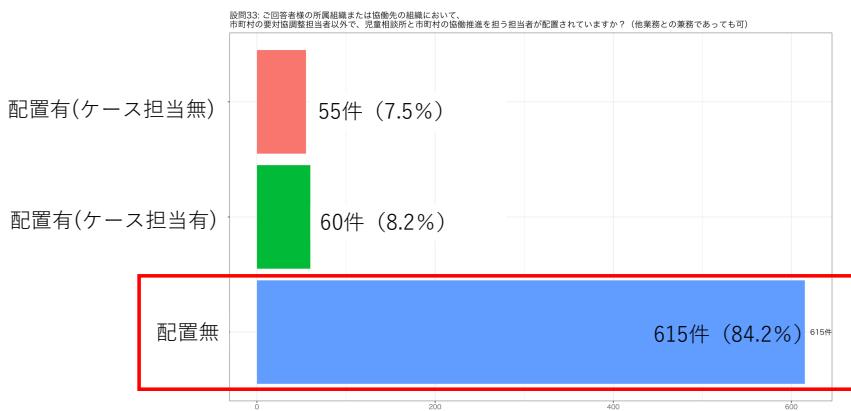


図 12：協働推進を担う担当者の配置状況

協働推進担当者の業務としては、次のようなものがあった。

- ・市区町村職員の支援
  - ・市区町村への SV、ケース会議の進行サポート
  - ・市区町村職員向けの研修実施
- ・要対協の企画・運営に関する技術的助言・支援
- ・市区町村との連携強化を目的とした連絡会の主催
- ・連携窓口となる
  - ・児童相談所との連絡調整
  - ・児童相談所からの事案送致に対応
- ・短期派遣や研修の受入れ

### 情報共有の手段

児童相談所と市区町村での情報共有の手段として最も利用されているのは「電話」で、次に多かったのは「対面で会話」であった。

### 設問35：児童相談所と市区町村での情報共有の手段

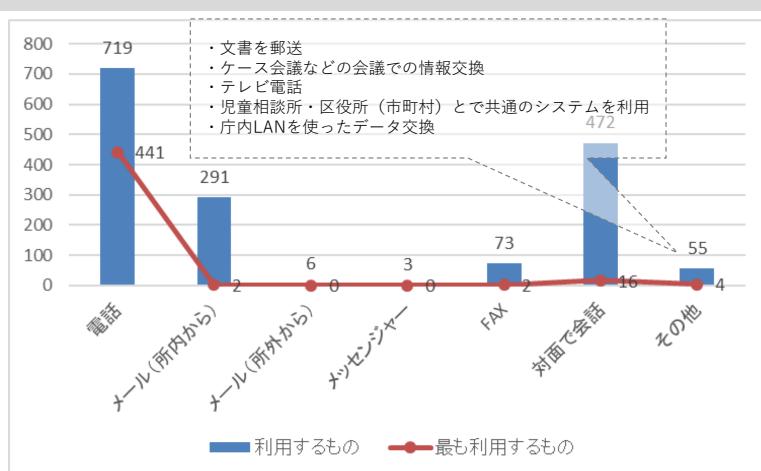


図 13：情報共有の手段

### 4.3 協働実態

児童相談所と市区町村の協働実態といつても、「協働」の範囲は非常に広い。そこで、本研究では個別事例や担当者個人の違いなどの、個別具体性からは一旦離れ、協働状況についての大まかな特徴とそのパターンを掴むことを念頭に調査を設計した。

協働とは、複数の主体者が共通の目標に向かって協力して共に働くことである。つまり、なにかを実行する以前に、共通の目標が設定される必要があり、主体者は、その目標を実現するための役割分担を決め、決定事項を実行する。

児童虐待対応における協働とは、次の1)から4)を繰り返すことといえるだろう。

- 1) 児童や家庭についての情報を共有し、ケースのアセスメントを行う
- 2) 児童の安全を守り、健全な養育環境を保障するための具体的な支援目標や計画を立てる
- 3) 互いの組織の機能や特性を踏まえて、支援計画に適した役割分担を決定する
- 4) 決定した役割分担に沿った支援を行う

本調査では、児童虐待対応における協働を「情報共有」「リスク重篤度の認識合せ」「役割分担決め」「役割分担に沿った対応」の4つのプロセスに分け、それぞれどのような点が

どの程度うまくいっているか、あるいは、うまくいっていないかについて調査を行った。ただし本調査では「うまくいっている/うまくいっていない」については、回答者の主観に関する回答を求めた。

よい協働とは、本質的には「児童の安全を守り、健全な養育環境を保証することに寄与するような協働」であろう。しかし、本研究では、そういった状態が実現する際に、児童相談所と市区町村の担当者が「うまく協働できている」と認識する状態があるだろうと仮定した。回答者が「連携がうまくいっている」と回答していることと、実際に協働がうまくいっていることや協働相手も「連携がうまくいっている」と感じていることとのつながりについては、以降の調査結果の中で報告する。

児童相談所と市区町村の連携全体については、回答者全体の11.4%が「非常にうまくいっている」、70.8%が「どちらかといえばうまくいっている」と回答した。

#### 設問80：連携全体はうまくいっていますか？（回答必須）

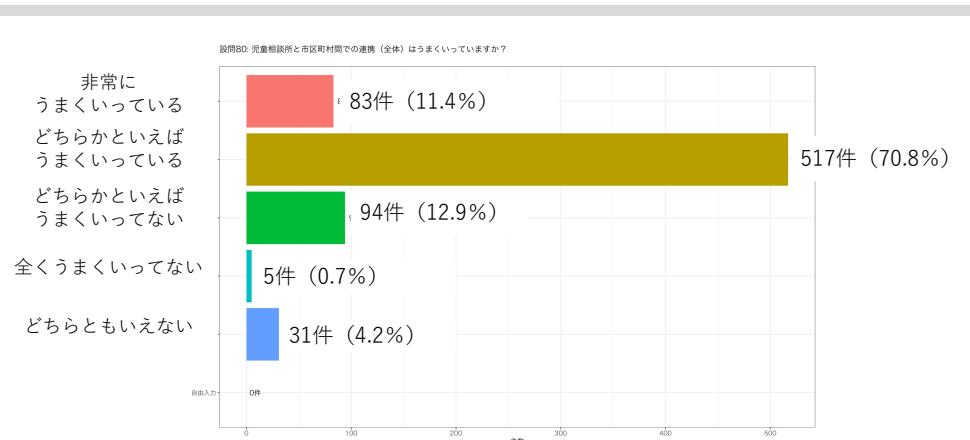


図14：連携全体がうまくいっているかについての回答

個別ケース対応と要対協実務者会議それぞれについて、「情報共有」「リスク重篤度の認識合わせ」「役割分担決め」「役割分担に沿った対応」の各プロセスがうまくいっているかどうかについて調査した。その結果、いずれの設問においても「どちらかといえばうまくいっている」という主旨の回答が最多であった。

### 個別ケースの連携において / 要対協実務者会議において

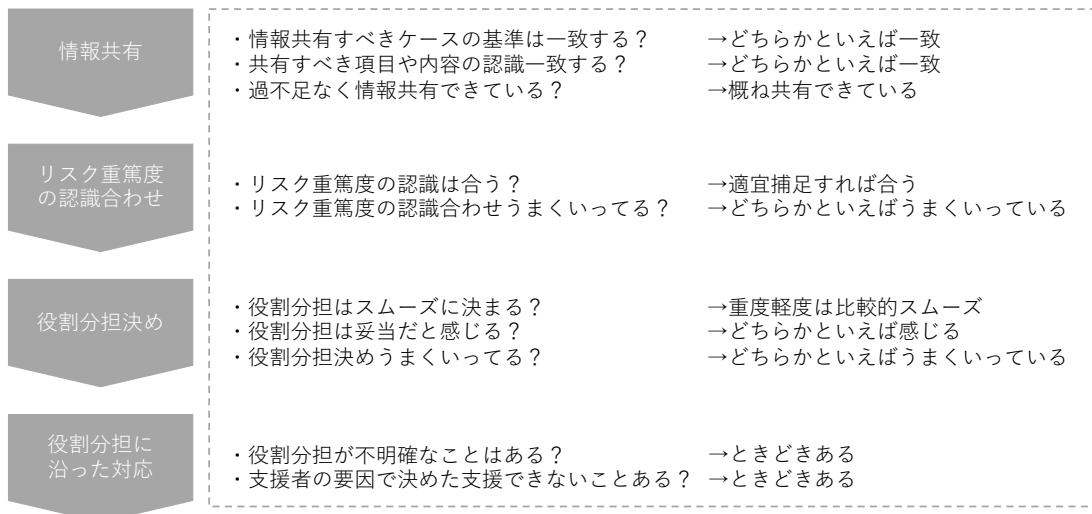


図 15：協働の各プロセスについての設問と最も多かった回答の概要

また、「情報共有」「リスク重篤度の認識合わせ」「役割分担決め」「役割分担に沿った対応」の各協働プロセスにおいて現在困っていることについても、該当すること（複数回答）と最も該当すること（単数回答）を調査した。結果は次のとおりである。

### 個別ケース対応における「情報共有」に関する困りごと

設問40：個別ケースの対応における、児童相談所と市区町村間での情報共有で、現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。（▽: 最も該当）

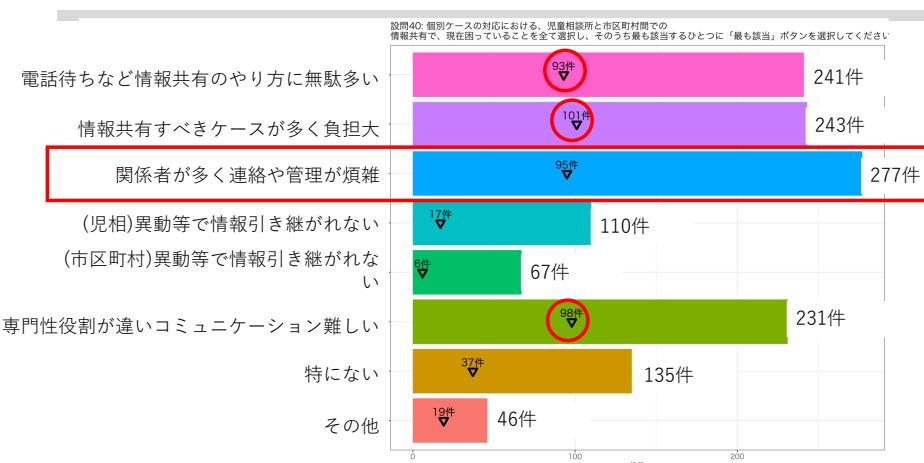


図 16：個別ケース対応における情報共有の困りごと

「関係者が多く連絡や管理が煩雑」「情報共有すべきケースが多く負担が大きい」「電話待ちなど情報共有のやり方に無駄が多い」など、情報共有にかかる手間や負担の重さについての困り感が目立った。

### 実務者会議における「情報共有」に関する困りごと

設問45：要対協実務者会議における、児童相談所と市区町村間での情報共有で、現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。 (▽: 最も該当)



図 17：実務者会議における情報共有の困りごと

複数回答と単数回答（最も該当）のいずれにおいても、「情報共有するケースが多く会議時間が長い」が最多であった。

## 個別ケース対応における「リスク重篤度の認識合わけ」に関する困りごと

設問49：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間でのリスクに対する認識合わけで現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。 (▽: 最も該当)

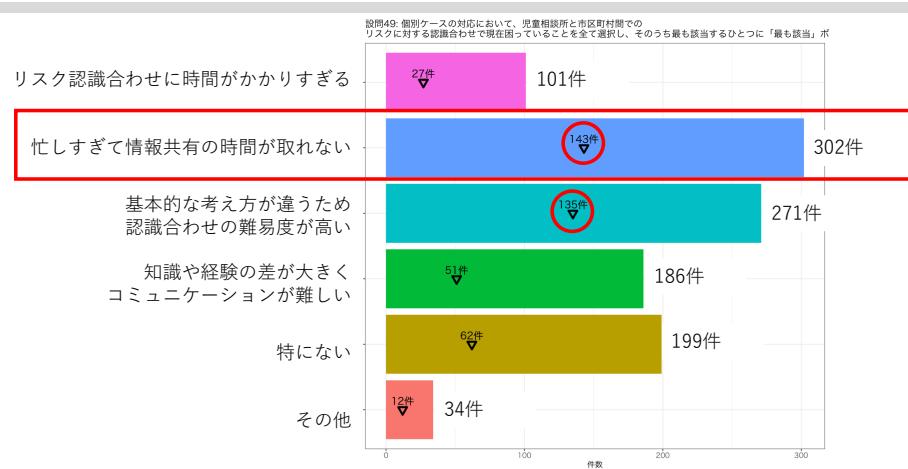


図 18：個別ケース対応におけるリスク認識合わけの困りごと

「忙しすぎて情報共有の時間が取れない」という時間的な負担に関する回答が最も多く、次いで、「基本的な考え方方が違うため認識合わけの難易度が高い」というコミュニケーションの難しさについての回答が多かった。

## 実務者会議における「リスク重篤度の認識合わけ」に関する困りごと

設問53：要対協実務者会議において、児童相談所と市区町村間でのリスクに対する認識合わけで現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。 (▽: 最も該当)

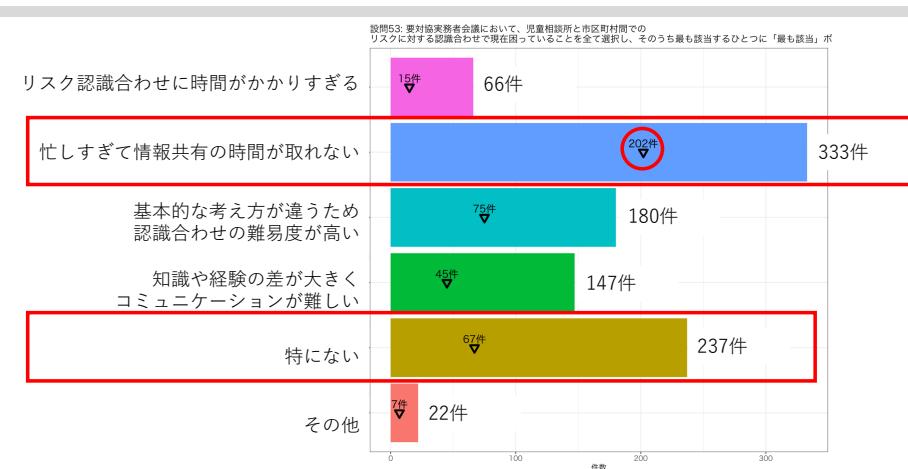


図 19：実務者会議におけるリスク認識合わせの困りごと

「忙しすぎて情報共有の時間が取れない」が最も多く、次に多いのは「特ない」であった。時間的な制限についての回答が最も多い一方で、特に困り感を感じていない回答者も多いた。全く違う協働状況にある回答者が混在していることがわかる。

#### 個別ケース対応における「役割分担決め」に関する困りごと

設問58：個別ケースの対応における、児童相談所と市区町村間での役割分担決定において、現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。（▽：最も該当）

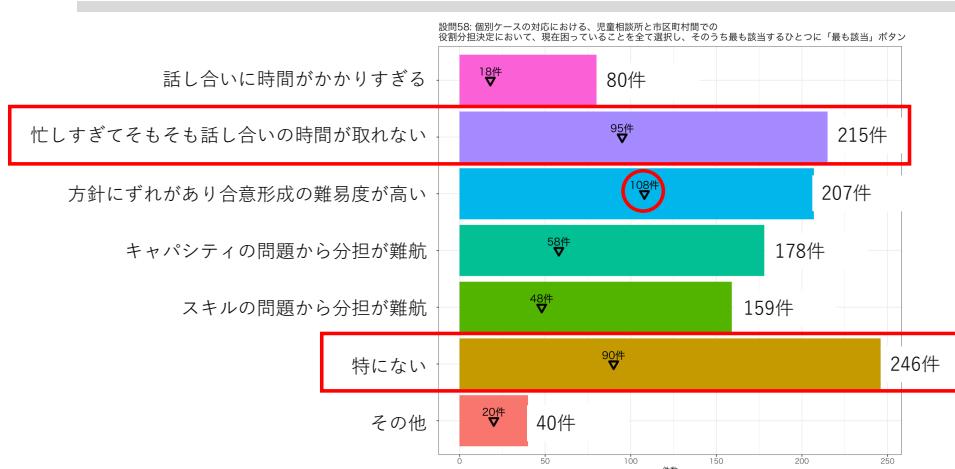


図 20：個別ケース対応における役割分担決めの困りごと

最も多い回答は「特ない」、次に多いのは「忙しすぎてそもそも話し合いの時間が取れない」であった。最も困っていること（単数回答）は、「方針にずれがあり合意形成の難易度が高い」が最多であった。特に困り感なく協働できている回答者群、話し合いの時間確保すら難しいほどに忙しさを感じている回答者群、方針にずれがあり合意形成が難しいと感じている回答者群など複数の協働状況があることがわかる。

## 実務者会議における「役割分担決め」に関する困りごと

設問63：要対協実務者会議における、児童相談所と市区町村間での役割分担決定において、現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。( $\nabla$ : 最も該当)



図 21：実務者会議における役割分担決めの困りごと

要対協実務者会議での役割分担決めにおいては、特に困り感のない回答者が最も多かった。次いで多かったのは、「方針にずれがあり合意形成の難易度が高い」であった。最も困っていること（単数回答）は、「方針にずれがあり合意形成の難易度が高い」が最多であった。特に困り感なく協働できている回答者群がある一方で、合意形成に苦戦している回答群がある。

## 個別ケース対応における「役割分担に沿った対応」に関する困りごと

設問67：個別ケースの対応において、決定した役割分担に沿った対応を行う上で現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。（▽: 最も該当）



図 22 : 個別ケース対応における役割分担に沿った対応に関する困りごと

最も多かったのは「人手不足で対応する時間がない」、次いで「スキル不足で対応できない」と「特にない」であった。人手不足や時間の制約により、決定された役割分担に沿った対応ができない回答者群がある一方で、特に困りごと感なく決定に沿った対応が実行されている回答群があることがわかる。

## 実務者会議における「役割分担に沿った対応」に関する困りごと

設問71：要対協実務者会議において決定した役割分担に沿った対応を行う上で現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。（▽: 最も該当）

